

九戸村農林業振興対策（漬物製造業継続支援）事業実施要領

制定 令和5年9月12日

（趣旨）

第1 食品衛生法の改正に伴い、これまで産直施設等に出品していた農業者においても営業許可が必要となり、基準を満たす施設を整備する費用が農業者の負担となっていることから、費用の一部を補助し事業継続を支援するもの。

これを実施するにあたっては、九戸村補助金交付規則（昭和35年規則第2号）及び当該年度毎に制定する九戸村農林業振興対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施する。

（補助対象者）

第2 補助対象者は、漬物を製造及び販売を行う村内の農業者（農業法人を含む）とする。

（補助対象事業要件）

第3 補助対象事業の要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 食品衛生法及び食品衛生法施行規則に定める基準を満たすための事業であること。
- (2) 税金およびその他債務の滞納がないこと。
- (3) 法人の場合は、主たる事業所が村内に所在し、かつ申請者が代表者であり九戸村に住民票を有すること。
- (4) 新規就農又は新規開業の場合は、具体的な計画を有していること。

（補助対象経費）

第4 補助対象経費は、食品衛生法及び食品衛生法施行規則に定める基準を満たすための施設の新設若しくは改修又は設備の導入に係る経費とする。

（補助率及び補助上限）

第5 予算の範囲内において、20万円を上限とし、対象経費（千円未満切捨て）の2分の1以内を補助するものとする。

（交付の申請）

第6 交付金の交付を受けようとする者は、九戸村農林業振興対策（漬物製造事業継続支援）事業交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業（変更・中止・廃止）計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 収支（変更）予算（精算）書（様式第3号）
- (3) その他村長が必要と認める書類

（事業の変更等）

第7 事業実施主体は、次に掲げる変更をしようとするときは、村長に対し、九戸村補助金交付

規則第6条の規定による書類を提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業に要する経費の30パーセントを超える増減
- (3) 事業の内容の変更

(帳簿等の整備保管等)

第8 事業主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保管期間は、事業の完了後5年間とする。

2 村長は、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年9月12日から施行し、令和5年4月1日から遡及適用する。